

秋田市立山王中学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義と基本的な考え

1 目的

このいじめ防止基本方針は、秋田市立山王中学校におけるいじめの防止に係る基本理念と、いじめ防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して学校生活を送り、心の通う人間関係が構築できる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- いじめの防止等の対応は、次のことをめざして行われなければならない。
- ◆子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止に取り組む。
 - ◆いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにする。
 - ◆学校、家庭、地域の連携の下、いじめの問題を克服できるようにする。

3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの理解

- いじめ防止等の対応には、次のような理解が必要である。
- ◆いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
 - ◆いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
 - ◆いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
 - ◆いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
 - ◆いじめは、見ようとしなければ見えない。
 - ◆いじめは、いじめられる側にも問題があるとの考え方では解決できない。
 - ◆いじめは、加害者と被害者の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
 - ◆いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

5 いじめの解消

- ◆いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについて日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
- ◆真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

子ども同士のトラブルが起きたとき、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じた指導をしていくことが重要である。

- ◆学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ◆子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくり、集団づくりを推進することが重要である。
- ◆いじめ問題について考え、議論するなど、道徳の時間、学級活動、児童会・生徒会等における子ども主体の活動を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援することが大切である。
- ◆本校の特色である、志やいかに生きるかという崇高な精神を求めることにより、一人一人の考える力や正しいことへの判断力をつけていくことが重要である。
- ◆総合的な学習の時間を中心に、全校が同じ方向に進み、各学年の行事が有機的に結びつき、さらに上級生のよりよい姿を下級生は追い求めることにより、それぞれが発達段階に応じた成長を期待したい。
- ◆生徒一人一人に深く考えさせることを主眼とした、生徒による自主的な活動を保証し、合わせて教師も生徒を子ども扱いしない指導を展開していき、生徒の心を育てることを大切にしていく。
- ◆生徒指導の三機能を中心とした、生徒指導を展開し、生徒指導部・各学年・部活担当者がそれぞれチーム山王を意識して連携していく。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

- ◆子どもや保護者が、いじめを相談しやすい体制づくりの基盤となる教職員と子ども、教職員と保護者の信頼関係づくりに努めることが重要である。
- ◆教職員、保護者、地域が連携し、子どものささいな変化に気付き、迅速に報告・連絡・相談できる体制づくりを推進することが必要である。
- ◆ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ◆いじめの認知にあたっては、次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行うことが大切である。
 - ・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
 - ・好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
 - ・いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
 - ・インターネット上で悪口が書かれたことを本人が知らずにいる場合
- ◆早期発見のため、次のような手立てを講じる必要がある。
 - ・複数の教職員による観察
 - ・定期的なアンケート（無記名アンケートを含む）の実施
 - ・ふれあいノート（※1）等の活用
 - ・個別面談の実施
 - ・相談窓口、相談機関の周知

※1 ふれあいノート

子どもがその日の出来事やそのときの気持ちを書き、教職員がコメントを記入することによりコミュニケーションを深めるためのノート

Ⅳ いじめへの組織的対応

- ◆いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげることが重要である。
 - ※特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、自校のいじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得る。

- ◆いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保する配慮が必要である。
- ◆自校のいじめ対策委員会による対応方針および役割分担等を決定し、子どもから聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて子どもの指導にあたるなど、組織的な対応を行うことが必要である。
- ◆教育委員会への報告および協議や、警察への相談・通報など、関係機関との連携の下で対応することが重要である。
- ◆いじめを認知した際には、いじめを受けた子どもの保護者に対し、対応方針を説明し了承を得た上で対応にあたりるとともに、聞き取りや指導の結果の報告、指導後の子どもの様子に関する情報提供などを行い、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的に連携を図ることが重要である。また、必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行うことが大切である。
- ◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについて日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
- ◆いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で、心から反省を促すことが大切である。
- ◆いじめた子どもの保護者に対し、いじめの事実確認について、躊躇することなく説明するとともに、いじめの行為そのものに対して反省を促すことの重要性について共通理解を図ることが大切である。

V いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

- ◆「いじめの相談を受けた際には、子どもの安全を保障した上で、速やかに管理職を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向け組織的に対応する。」といった一連の基本方針について、保護者や地域の方々に対し、情報提供することが大切である。
- ◆PTAや学校評議員の会等の機会をとらえ、いじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、次のことについて、共通理解を図る必要がある。

- ・子どものささいな変化、言動を見逃さず、じっくりと子どもの話に耳を傾け、学校と相談すること。
- ・いじめ問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応すること。
- ・家庭においても、子どもと、いじめは絶対に許されない行為であることを話し合うこと。

◆本校は特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応するため、複数の教職員のほか、外部専門家により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くこととする。組織の活用にあたっては、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議を設定するなど、学校の実情や協議内容に応じて工夫することに留意する。なお、いじめ対策委員会の設置にあたっては、以下のとおりとする。

① 組織

管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員などの複数の教職員のほか、弁護士、医師、スクールカウンセラー、学校評議員、保護者代表、警察経験者などの中から、教職員以外の外部専門家等を加えることとする。

② 役割については以下のとおりとする。

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり（子ども主体の活動の支援、校内研修の実施等）を行う。
- いじめの相談・通報の窓口の設置。
- いじめの疑いに係る情報があつた際は緊急会議を実施し、以下のことを行う。
 - ・いじめの情報の把握と共有
 - ・関係する子どもへの事実関係の聴取・精査
 - ・指導や支援の体制の構築
 - ・対応方針の決定と保護者との連携
- 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・計画どおりに進んでいるかのチェック
 - ・対処がうまくいかなかった事案の検証
 - ・必要に応じた計画の見直し

VI PDCAサイクルを踏まえた年間計画

	1 年	2 年	3 年	委員会
4月	生徒を語る会			いじめ対策委員会 (Plan)
5月	T & F フェスタ 二者面談 (Do) 職場体験			いじめ対策委員会
6月	宿泊研修	生活アンケート① (Check)		生活アンケート分析
7月	校内研修「校内道徳研究授業」(Action) 三者面談 (D)			いじめ対策委員会※
8月	校内研修「SCによる研修」(A)			いじめ対策委員会
9月	生活アンケート② (C) ～学校祭・合唱コンクール(クラス、集団の高まり)～			いじめ対策委員会 生活アンケート分析
10月	体験入学			いじめ対策委員会
11月	地域訪問	生活アンケート③ (C)		いじめ対策委員会 生活アンケート分析
12月	修学旅行			いじめ対策委員会
1月	校内研修(外部の専門家の講演会)(A)			いじめ対策委員会
2月	生活アンケート④ (C)			いじめ対策委員会※ 生活アンケート分析
3月				いじめ対策委員会

※は構成員全体の会議とする。